申請から報告までの流れ

準備

①活動組織設立
※必要要件を備えた既存の NPO 団体も申請できます

②活動地決定
活動地が要件に該当するか、森林所有者の同意があるかを確認し、協定を結びます
※所有者を活動組織メンバーとした場合も、協定は必要
※既存活動地での活動も申請できます

tips **優先採択要件**
- 活動に地方公共団体の支援が受けられる
- 長期未手入れ里山林
- 活動開始から３年未満の活動組織
- 地域住民等が組織した団体や NPO
- 構成員が活動市町村内の多彩な人々で構成

tips **採択申請の提出書類**
- 活動組織規約
- 森林所有者との協定書（写し）
- 活動計画書（３年間）
- 採択申請書
- 森林調査簿（写し）
- 森林計画図（写し）
- 資機材・施設整備に関する見積書、カタログ等
- 採択決定前着手届
- 安全作業のための規範事業者向けチェックシート

関係人口・維持創出タイプ（サイドメニュー）確認ポイント

地域外関係者との活動実施の内諾が必要

事前審査

③申請書作成
国の要綱・要領に沿った内容で作成します
申請に必要な書類は、北海道地域協議会ホームページからダウンロードできます

④活動計画作成

⑤市町村に申請書（案）を提示説明
本交付金を活用して森林整備等活動を行いたい旨を伝えます

⑥申請書を「事前提出」
市町村に説明済の申請書（案）を「事前提出」

相談 → 北海道地域協議会 提出窓口

意見照会 → 市町村
活動内容の有効性の確認
森林経営計画策定の有無
補助金・負担金の予算措置

北海道
市町村の予算に応じた措置

林野庁

予算回答 / 有効性回答

・メインメニューと一緒に行うか？
・地域外関係者の記載があるか？

本審査

⑦計画、予算を修正
地域協議会から提示された調整額に合わせて計画を修正します

決定内容を通知 ← 予算額の調整、修正

⑧申請書「本提出」
再度必要書類をそろえて提出

林野庁へ申請 → 提出 → 林野庁

通知 → 採択決定 → **採択通知**

概算払い

⑨概算払い申請書を提出
活動スケジュールと支出の予定に合わせて、所定の書類を提出します
※四半期ごとの支出を記載

概算払い

活動実施

活動記録の保存（活動日ごとに写真撮影）

活動目標の設定と成果のモニタリング
北海道地域協議会のホームページをご覧ください。

安全講習等の実施（事業開始前）

北海道地域協議会
安全講習等の相談、開催
モニタリングの指導

地域外関係者との事業実施
- 事前の打合せ・現地確認
- 受入準備
- 活動
- 活動後の意見交換

地域外関係者が10名以上参加したか

報告

⑩活動実績の取りまとめ
- 活動記録 ・作業写真整理帳 ・金銭出納簿
- モニタリング結果報告書・実施状況整理票
- 効果チェックシート

⑪実施状況報告書提出
※２月末日〆切

北海道地域協議会
実施状況報告書の審査
実施状況の確認

報告 → 市町村 / 北海道 / 林野庁

令和５年度新規仮申請（令和４年９月末〆切）
対象；新規組織体、３年目終了組織体（継続予定）

北海道森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会

〒060-0004 札幌市中央区北４条西５丁目１番地 林業会館３階　公益社団法人北海道森と緑の会内
TEL 011-261-9022　FAX 011-261-9032　Mail morimidori@h-green.or.jp

北海道森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会 ホームページ
http://shinrin-sanson.h-green.or.jp

ホームページでは申請書のダウンロードやモニタリングのガイドラインなどをご覧いただけます

事業の概要について
モニタリングのガイドラインなどを掲載しています

申請様式
申請等に必要な書類をダウンロードできます

■パンフレット制作／ NPO 法人北海道市民環境ネットワーク

森と人の暮らしをつなぐ活動を応援します。

森林・山村多面的機能発揮対策交付金

事業のご案内

森林・山村多面的機能発揮対策交付金は、
地域住民や森林所有者等３名以上で構成する活動組織が実施する
地域の森林保全管理等に対し一定の費用を国等が支援する制度です。
荒れている森の手入れや、薪などの資源を活用して地域を活性化したいといった活動を支援します。
北海道では令和３年度 78 団体が交付金を活用し、里山林の保全、森林資源の利活用などの取組を行いました。
今後も引き続き**本制度を活用した活動を募集します。**

北海道森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会

森林・山村多面的機能発揮対策交付金　森と人の暮らしをつなぐ活動を応援します。

里山林は居住地近くに広がり、薪炭用材の伐採や落葉の採取等を通じて地域住民に継続的に利用されることにより、維持、管理されてきた森林です。しかしこのような里山林は昭和 30 年代の石油、ガスなどの化石燃料や化学肥料の普及等により、地域住民との関係が希薄になり、手入れ不足等による荒廃が進んでいます。
この事業では、地域住民・森林所有者・ボランティア等が協力して行う、里山林保全や資源利用といった活動に対し支援を行います。

森林・山村多面的機能発揮支援対策

森林・山村多面的機能発揮対策

［令和 4 年度予算概算決定額 1,363,000(1,404,000) 千円］

事業　地域住民、森林所有者等が協力して実施する里山林の保全、森林資源の利活用などの取組を支援
［交付率：定額、1/2、1/3 以内］

支援対象　支援対象となる活動組織の活動内容

メインメニュー

■ 地域環境保全タイプ

里山林保全活動
里山林景観を維持するための活動

■ 森林資源利用タイプ

しいたけ原木などとして利用するための伐採活動

＋

サイドメニュー
メインメニューとの組み合わせで実施できます

■ 森林機能強化タイプ
路網の補修・機能強化等

■ 資機材・施設の整備
刈払機、チェーンソー等の購入

必須項目
- 活動成果のモニタリング
- 安全講習や森林施業技術講習の実施

■ 関係人口創出・維持タイプ
地域外関係者（同一市町村外の者など）が参加する森林管理保全活動への経費を支援

必須項目
採択申請書に地域外関係者の記載、地域外関係者の 10 名以上の参加および事前の綿密な打ち合わせ

フロー　交付金フロー図

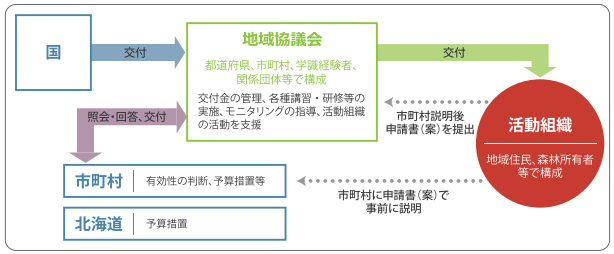

tips
モニタリング調査
活動組織が森林を調査して自ら活動の数値目標を設定し、毎年度活動の成果を測定して自己評価（モニタリング調査）を行います

森ボラ協議会

国の交付金と北海道・市町村の補助の仕組み

森林・山村多面的機能発揮対策交付金は、活動タイプ毎に定められた**単価 × 事業量（面積、延長）を上限として国から地域協議会を通じて交付**されます。**市町村は国からの交付金の 1/6 を目安に、補助金又は負担金を交付**することができます。市町村が交付する場合、**北海道は市町村と同額を上限として補助**します。

例）地域環境保全タイプ（里山林保全活動）、森林面積 1ha を例とした場合の内訳

※グラフは参考例です。市町村の補助又は負担は任意です。市町村からの補助金又は負担金がない場合、活動組織には国からの交付金のみが交付されます。
※国からの交付金は、1 活動組織当たり年間 500 万円を上限とします。
※「活動の実施に必要な機材及び資材の整備」に対する支援は、国の交付金のみで、北海道及び市町村の支援はありません。
※活動のタイプ毎の交付単価については、右ページの「支援の詳細を知りたい」を参照して下さい。

支援を受けるには？

森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用した取組を行うために、以下に示す活動組織を設立する必要があります。
ただし、要件を満たしている団体は新組織を設立せずに既存の団体で申請することもできます。

構成員	活動組織の構成員は、地域住民、森林所有者等地域の実情に応じた方（3 名以上）で構成してください。 地域の自治会、NPO 法人等が単独で実施、又は 1 構成員となることも可能です。 なお、活動組織としての規約の作成や他の事業と区分して経理を行うことが必要となります。
対象森林	本交付金の対象となる森林は、**森林経営計画が策定されていない**、面積 0.1ha 以上の森林です。
活動区域	地域住民による里山林の保全、利用を支援することが本事業の目的であり、原則として活動組織は、対象森林と同一都道府県内にあることが必要です。
活動計画書	活動組織名、所在地、取組の背景及び概要、3 年間の活動計画、年度別の取組内容、計画図、委託内容等を記載した計画書を作成する必要があります。（計画書の作成は交付金費用の支援対象とはなりません。）

庫富林業グループ

支援の詳細を知りたい

活動推進費 ※3 年間の活動計画の初年度のみ申請できます	国の交付単価 112,500 円／ha 市町村、道の補助を加えた場合 150,000 円／ha	現地の林況調査、活動計画の実施のための話し合い、研修等

メインメニュー

地域環境保全タイプ	里山林保全活動	**国の交付単価** 1 年目 120,000 円／ha 2 年目 115,000 円／ha 3 年目 110,000 円／ha 市町村、道の補助を加えた場合 1 年目 160,000 円／ha 2 年目 153,332 円／ha 3 年目 146,666 円／ha 市町村・道予算により減額となる場合もある	雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留め・鳥獣害防止柵等の設置、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等
森林資源利用タイプ		国の交付単価 1 年目 120,000 円／ha 2 年目 115,000 円／ha 3 年目 110,000 円／ha 市町村、道の補助を加えた場合 1 年目 160,000 円／ha 2 年目 153,332 円／ha 3 年目 146,666 円／ha 市町村・道予算により減額となる場合もある	雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・加工、特用林産物の植付・播種・施肥・採集、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等

※見回りのみの活動では支援対象となりません。他の活動と一緒に取り組んで下さい。

サイドメニュー

森林機能強化タイプ	国の交付単価 800 円／m 市町村、道の補助を加えた場合 1,066 円／m	歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修、及びこれらの実施前後に必要となる森林調査・見回り
資機材・施設の整備	1/2 を支援する資機材	刈払機、チェーンソー、丸鋸、ウインチ、軽架線、チッパー、わな、苗木、電気柵・土留め柵等構築物の資材、あずまや（休憩や作業を行うための簡易建屋）、資機材保管庫、移動式の簡易なトイレ、携帯型ＧＰＳ機器、設置費等（汎用性のある物品等は対象外）
	賃貸料の 1/3	移動式の簡易なトイレ（関係人口創出・維持タイプで使用するもので賃借料に限る）
関係人口創出・維持タイプ	10 名以上の地域外参加者が参加する活動を年 1 回以上実施 50,000 円 / 年	都道府県によるマッチングの場の提供、活動組織と地域外関係者による現地確認の作業内容や計画の調整、地域外関係者の安全参加に向けた、アクセス道の整備（草刈りなど）、立入禁止（危険）個所の表示、当日の作業補助、簡易トイレ（リース）設置など。

支援を受ける場合の留意点

- 人工林でも活用できます。
- 地域の活動組織が持続的に里山林の整備や利用活動を実施することを基本として、危険な作業や高度な技術が必要な作業等について、地域の森林組合などに作業の一部を委託することができます。
- 採択に当たっては、**会費の徴収等により財政基盤が確保されている組織で、安全研修を計画しているなど一定の安全技術の向上が期待できる組織を対象とします。**
- 活動計画書に活動の目標と活動成果のモニタリング方法が記載されている必要があります。

盤渓癒しの里山づくりプロジェクト委員会